

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組みについて

- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、別途の料金をお支払いいただきます。
 - ・この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。
-
- ・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるよ薬です。
 - ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、別途の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
 - ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



公益社団法人 北部地区医師会
北部地区医師会病院